



□ 今月から「今月のおすすめ」というコーナーを用意してみました。マンネリも悪くはありませんが日々改善しなければ進歩はありませんので、新しい試みとしてチャレンジをしてみました。感想をお聞かせいただければ幸いです。

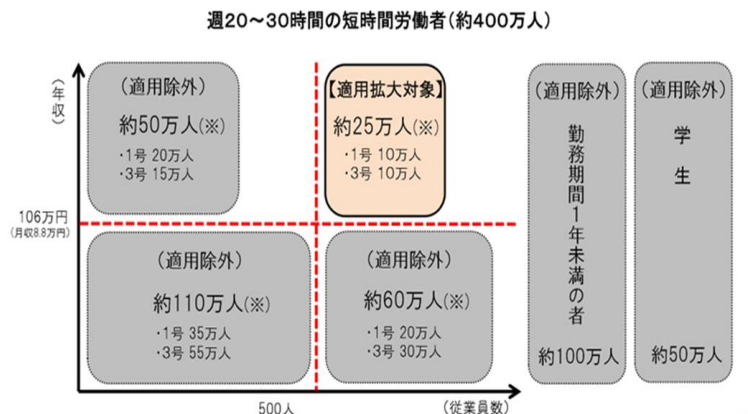
## 短時間労働者に対する社会保険の適用拡大

### 社会保険の適用拡大とは

- 平成28年10月1日から、従業員501人以上の企業で勤務する、短時間労働者(パート・アルバイト)の社会保険の加入条件が拡大されます。
- 現在、パートの社会保険の加入条件は、所定労働時間が正社員の3/4以上の方が対象になっています。今回の改正で、従業員数501人以上の企業で、週の所定労働時間が20時間以上の短時間労働者が社会保険の適用となります。会社にとっては、社会保険料が増加しますので、大きなコストアップが懸念されます。
- その他、平成28年10月1日より、厚生年金の現在の標準報酬月額等の等級表に新たな等級(第1等級:88千円)が追加されます。

### 短時間労働者の要件

- ① 週20時間以上
- ② 月額賃金8.8万円以上
- ③ 雇用期間1年以上見込み
- ④ 学生でないこと



(※) 対象者数は、国民年金第1号被保険者及び第3号被保険者のほか、60歳以上の者や20歳未満の者で新たに厚生年金に適用となる者を含む。

## 社会保険適用拡大についてのQ&A

**Q1** 資格取得後に月額賃金が8.8万円未満となった場合は、資格は喪失するのか。

**A1** 原則として、資格取得後に雇用契約が見直され、月額賃金が8.8万円を下回ることが明らかになった場合を除き、被保険者資格は喪失することはありません。

**Q2** 日給や時間給によって賃金が定められている場合は、どのように算出すればよいか。

**A2** 日給や時間給によって賃金が定められている場合は、被保険者の資格を取得する月前1月間に同じ事業所において同様の業務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける最も近似した状態にある者が受けた報酬の額の平均額を算出します。



- これらの質問の他にも、いつのタイミングで変更をしなければならないのか? など様々な論点があります。
- フリーターを多く雇っている、小売業や飲食業の経営者の皆さんは、まずは、対象者が何人いるのかを把握することから始めてみてください。

こちらのページでは、法令改正など「お知らせ」に関する情報をお届けします。



## 雇用保険法の一部改正 (平成28年3月29日成立)のおさらい

- 平成28年3月29日成立した雇用保険法の一部を改正する法律のうち、本年8月・来年1月に施行される内容をおさらいします。
  - 平成28年8月より施行される内容
    - ・ 介護休業給付の給付率の引上げ(賃金の40%→60%)
  - 平成29年1月に施行される内容
    - ・ 育児休業の対象となる子の範囲の拡大。
    - ・ 育児休業の申出が出来る有期契約労働者の要件の緩和。
    - ・ 65歳以降に新規雇用される者を雇用保険の適用対象とする。(保険料徴収は平成31年度分まで免除)
    - ・ 妊娠、出産、育児休業・介護休業等の取得等を理由とする上司・同僚等による就業環境を害する行為(いわゆるマタハラ)を防止するため、事業主に雇用管理上必要な措置を義務づけ。
    - ・ 雇用保険の就職促進給付の拡充(再就職手当の給付率の増加・採用面接の際の、子の一時預かり費用の給付など)

## ～今月のおすすめ～

### キュウリのひき肉炒め

【50文字で言うと…】  
キュウリ下準備をしておき、ひき肉を炒めて調味料を加えキュウリを入れてさっと炒めたら完成～。

【材料】キュウリ2～3本  
ひき肉好みで50～100g

【調味料】しょうゆ大さじ1  
みりん料理酒おおさじ1  
炒め用の油てきとう  
ショウガチューブてきとう  
もしあったら豆板醤

【キュウリの下準備】  
キュウリは縦に割って切るか、乱切りにして、塩を振っておきます。その後、手でぎゅーっとなるべく水分を抜きます。

【炒め方の具体的な方法】  
フライパンにサラダ油かごま油を引いて、肉を入れてこしょうとショウガを入れて炒めて、色が半分ぐらい変わったら、(豆板醤を好みで入れて、)最後に合わせ調味料を入れます。

続くシリーズになるかどうかは、女子担当の気分次第です・・・(^\_^)

ビール好き女子担当  
のゆるゆるちょっと  
おつまみ。



### ★おすすめ書籍のご紹介★

お取引先である、不動産会社社長様から教えていただきました。  
「行動科学を使ってできる人が育つ！  
教える技術」石田淳著 →



行動科学ってなんだろうと思いますが、要するに、人の「性格」とか「気持ち」をマネジメントするのではなく、「行動」をマネジメントし、観察するということです。

「やる気が足りないからできないんだ」「性格が優柔不断だ」など、性格や精神状態によって仕事が左右されると考え、これを正さない限り業務が改善しないと思っている上司がなんと多いことでしょう…。

人は勝手には育ちません。観察して、分析して、行動を確実に見てあげなければ、好ましい行動は増えません。

好ましい行動をさせるためには？その行動を増やすためには？この本ではサラッと書いてありますが、忙しくてプレイングマネージャである上司にとっては、簡単にできることではありません。ですが、今日すぐ実践できるヒントはたくさんあると思いました。



社会保険労務士法人アイプラス  
代表社員 社会保険労務士 今井洋一

TEL : 03-3791-1181 FAX : 03-6674-2508 Mail : info@sr-plus.co.jp  
受付時間 9:30～18:00 (土日祝日および弊社休日を除く)  
http://sr-plus.co.jp/

いかがでしょうか？引き続き、定期的に参考になりそうな情報をお届けさせていただければ幸いです。  
もし、ご不要な場合は配信停止を致しますので、ご連絡ください。

-----YouTube YouTube はじめました「youtube 社労士 アイプラス」で検索ください-----